

里根川水系河川整備基本方針

平成27年12月

茨城県

里根川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
1) 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	3
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3
3) 河川環境の整備と保全に関する事項	3
4) 河川の維持管理に関する事項	4
2. 河川整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6

(参考図)

里根川流域図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

里根川は、茨城県北茨城市関本町富士ヶ丘にある鷹巣山（標高 559m）付近にその源を発し、途中、八反川、境川、関山川を合わせて東流し、大津漁港に注ぐ、流域面積約 35km²、幹川流路延長約 14km の二級河川である。

その流域は北茨城市にあり、流域内には花園・花貫県立自然公園のほか、日本の音風景 100 選、日本の渚 100 選に指定されている五浦海岸などの観光資源に恵まれ、数多くの観光客を集めている。

流域の地形は、東西に広がっており、上・中流部を多賀山地が占め、川幅が狭く河床勾配は 1/100 程度で比較的急峻である。下流部扇状地地形から平地となり河床勾配は 1/1,000 程度と緩やかになっている。

流域の地質は、流域の大部分を占める多賀山地が新第三紀の花崗岩類及び変成岩類で形成され、下流部の平地は、礫岩、砂岩、凝灰岩など互層をなす多賀層群の上部に河川の堆積物からなる第四紀沖積層が堆積している。

流域の気候は、年平均気温は約 13℃であり、県央地域の水戸市と比較すると 1℃程度低くなっている。また、年間平均降水量は、上流山間部で約 2,000mm（花園における 1976 年～2013 年の 38 年平均）、下流の平地部で約 1,500mm（北茨城における 1976 年～2013 年の 38 年平均）であり、上流山間部（多賀山地）の方が約 500mm 程度多い。また、茨城県内の年間平均降水量の約 1,400mm と比較すると多雨地域に属する。

里根川の治水事業は、昭和 47 年の局部改良事業において J R 常磐線橋梁より上流区間 700m の河道改修が行われたが、平成 6 年 8 月 21 日の大雨により、玄番原地区において浸水被害が発生した。これにより、里根川の国道 6 号線橋梁下流部右岸において、局部改良事業により堤防のかさ上げによる対策を行った。また平成 10 年 8 月 3 日の大雨でも大津町北町の一部で浸水被害が発生した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波の影響で河口部に甚大な被害が発生したことから、治水対策と併せて、津波・高潮対策を見込んだ河川改修が必要となっている。

河川水の利用については、里根川流域の低地部は古くから水田が開け、これらによる河川水の利用が盛んである。里根川は農業用水 10 件、簡易水道用水 1 件の計 11 件となっており、取水量 $0.79\text{m}^3/\text{s}$ の水利用が行われている。

里根川の河川環境について、上流域は花園・花貫県立自然公園地域の一部に属し、植生の大部分はスギ植林が占めている。動物ではイノシシ、キツネ、タヌキ、ノウサギなどの哺乳類が分布しているほか、ヤマメ、イワナといった溪流魚が生息している。また、多賀山地北部に生息するハコネサンショウウオ、カワガラス、ヤマセミなどの溪流性の生物が里根川流域周辺に分布している。

中流域は、クヌギ-コナラ群集と水田等の農耕地に占められる。動物ではタヌキ、イタチ、カワセミ、トウキョウダルマガエルなどがみられるほか、河川域にはスナヤツメ、ギバチ、アユなど砂礫底を生息環境とする魚類がみられ、秋にはサケの遡上も見ることができる。

下流域は市街地になっており人工的な環境が広がるが、河川域周辺では堤防法面から水際にかけて草本類が分布し、水域にはウツセミカジカ、ニホンウナギ、ヌマチチブなどの魚類、ダイサギ、アオサギ、イソシギなどの水辺の鳥がみられる。

水質は、環境基準の水域類型指定で川原田橋より上流がAA類型 ($\text{BOD}1.0\text{mg}/\text{l}$ 以下) に、下流がA類型 ($\text{BOD}2.0\text{mg}/\text{l}$ 以下) に指定されている。近年 10 カ年で見ると概ね環境基準値以下で推移しており、平成 25 年度においては $0.6\sim 1.0\text{mg}/\text{l}$ となっている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

里根川が地域にとって生活の基盤を成している河川であることを踏まえ、里根川を人々に豊かな自然環境と潤いのある安全で安心な生活をもたらす河川とするために、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に行っていくものとする。

このような考え方のもとに、里根川流域における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川改修の実施状況、浸水被害の発生状況、川を利用したイベント等の河川利用状況、流域の文化ならびに河川環境の保全を考慮した河川整備を行っていく。

また、関連地区の社会情勢の発展に即応するよう、茨城県の総合計画等との調整を図り、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

1) 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関しては、流域の社会的・経済的な重要度や県内他河川とのバランスを考慮し、里根川においては、年超過確率 1/10 の規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、河道の拡幅、築堤及び掘削により河積を確保し、洪水の安全な流下を図るものとする。

また、計画規模を超える洪水、及び堤防高を超える津波・高潮の発生に対しては、浸水被害の軽減を図るために、関係機関や地域住民等と協力・連携し、河川情報の伝達体制及び警戒避難体制の充実等のソフト対策を推進する。

津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす、「最大クラスの津波 (L2 津波)」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波ハザードマップ作成の支援を行うなど、沿川自治体や地域住民等と連携して被害の軽減を目指すとともに、「最大クラスの津波 (L2 津波)」に比べて津波高は低いものの発生頻度は高く、大きな被害をもたらす「施設計画上の津波 (L1 津波)」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。また、こうした施設整備と併せて、堤防等河川管理施設の耐震対策を実施する。

本川及び支川の整備にあたっては、水系全体の治水安全度のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、関係機関と連携を図り、かんがい用水などの安定供給や流水の正常な機能を維持するために必要な流水の確保に努める。

また、渇水等が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備を推進する。

3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に調和した河川環境の保全・創出を図るとともに、これまでの流域の歴史や文化と里根川との関わりに留意し、関係機関をはじめ、流域全体で一体となって健全な水循環系の構築に努める。

また、上記を踏まえ、流域における都市計画などの諸計画との連携を図り地域づくりに資する川づくりを推進する。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、河川とその周辺の生態系に配慮し、治水との調和に努める。また、これらの動植物の生息場、休息場等となっている河道内の植生等の管理に努める。

水質の保全に関しては、流域の水環境の保全を図るため、関係機関及び地域住民と一体となって取り組むこととする。

4) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理については、里根川本来の機能、及び整備により保全・向上された機能を存続させ、その効用を十分に発揮させるために、適切に行うものとする。このため、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、総合的に必要な措置を講じるものとする。その際には、河川管理施設の本来の機能が維持され、適切な利用が図られるよう努め、確実な施設操作に留意するものとする。

また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、河川と流域住民との連携及び地域活動を推進し、河川への愛護と美化等に対する意識を高めるように努め、流域住民との協働による河川管理を推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

里根川の基本高水のピーク流量は、年超過確率 1/10 規模の降雨に対して、基準地点関本下において $180\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量一覧表

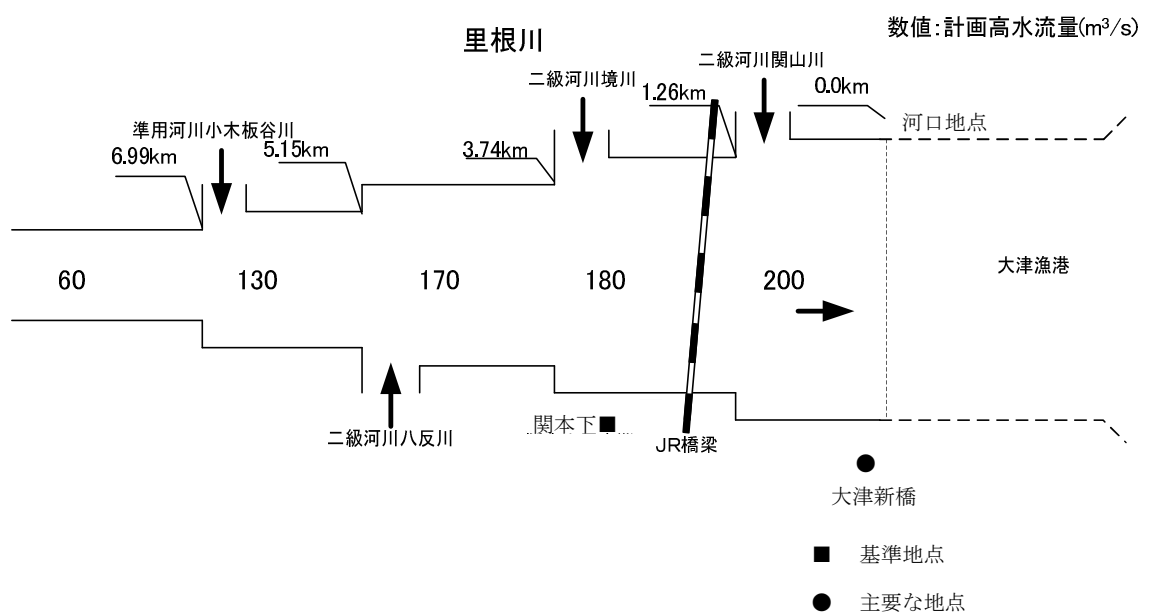
単位： m^3/s

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
里根川	関本下	180	0	180

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

里根川における計画高水流量は関本下地点において $180\text{m}^3/\text{s}$ とする。その下流では残流域からの流入量を合わせ、大津新橋地点において $200\text{m}^3/\text{s}$ とする。

里根川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の基準地点である関本下地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅、また、主要な地点である大津新橋における計画津波水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)	摘要
里根川	関本下	2.30	4.90	25	基準地点
	大津新橋	0.04	(2.82)	25	主要な地点

(注) T.P 東京湾中等潮位

() 書 : 計画津波水位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

現況では、水文観測資料等が十分に蓄積されていないことから、里根川における流水の正常な機能を維持するための流量については、今後の定期的な流量観測による日常の流況を見ながら、設定するものとする。



- 基準地点
- 主要な地点

(参考図) 里根川流域図